

平成28年度 確定給付企業年金に対する書面及び実地指導監査における主な指摘・指示事項等について

区 分	指 摘 事 項 等
加 入 者	事業主は、加入者が資格を喪失したときは、脱退一時金相当額の移換の申出期限や手続き等必要な事項について説明すること。
代議員及び理事	監事は毎事業年度当初、当該事業年度の監査の回数、時期その他の監査の実施に関する事項を定める監査実施計画を立て、これを理事長に通知すること（事業年度当初に通知がされていなかった。）。
	代議員会の会議録は詳細に記録すること。
	理事長に事故があったとき又は理事長が欠けたときに理事長の職務を代理し、又はその職務を行う理事を、あらかじめ指定しておくこと。
資 産 運 用	資産運用については、確定給付企業年金法施行令第45条及び確定給付企業年金法施行規則第83条に規定する事項を定めた運用の基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用すること。
	運用の基本方針に基づき、政策的資産構成割合を策定すること。
そ の 他	業務概況については、加入者に対し確定給付企業年金法第73条及び確定給付企業年金法施行規則第87条に基づき、毎事業年度に1回以上周知すること。
	業務の概況について、確定給付企業年金法施行規則第87条第1項各号に規定する事項を漏れなく周知すること。 （例）給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計に関する事項が漏れていた。 事業主が資産管理機関運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況に関する事項が漏れていた。